

神戸電鉄通勤定期運賃助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、神戸電鉄を利用して通勤する若年層の新規就職者に対し、当該通勤に係る運賃の一部を助成することにより、神戸電鉄の利用促進を図るとともに、市内への定住と市内企業への就労の促進に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 この要綱による助成金の交付を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有し、又は市内の事業所等に通勤する者であること。
- (2) 平成29年4月1日以後に就職した者であって、同日における年齢が40歳未満であること。
- (3) 次のすべてに該当する通勤定期券(以下「通勤定期券」という。)を購入し、当該通勤定期券により通勤していること。
 - ア 神戸電鉄の区間を含むものであること。
 - イ 通用期間が6箇月のものであること。
 - ウ 平成29年4月1日から平成32年3月31日までのいずれかの日を通用開始日とするものであること。
 - エ 磁気カード式のものであること。
- (4) 当該通勤定期券の購入について、他の助成金等を受けていないこと。
- (5) 市税を滞納していないこと。

(助成金の額等)

第3条 助成金の額は、対象者が購入した通勤定期券の有効区間のうち、神戸電鉄の区間に係る6箇月通勤定期運賃の2分の1に相当する額(その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

2 助成金の交付は、一の対象者につき一の年度において2回以内とする。

(助成金の申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、通勤定期券を購入しようとする日の10日前までに、神戸電鉄通勤定期運賃助成金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、当該10日前までに申請しなかったことについて、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 平成29年4月1日以降に就職したことを証する書類
- (2) その者が市外に住所を有する場合は、年齢及び住所を証する書類又は

その写し

(3) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、これを審査し、適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、神戸電鉄通勤定期運賃助成金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知する。
- 3 前項の規定による交付決定を受けた者は、対象定期券（第1項の申請に係る通勤定期券をいう。以下同じ。）を購入し、これを使用して通勤するものとする。

（助成金の請求等）

第5条 前条第2項の規定により交付決定を受けた者が助成金の交付を受けようとするときは、神戸電鉄通勤定期運賃助成金請求書（様式第3号）に対象定期券の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金を交付する。

（使用完了報告）

第6条 前条第2項の規定により助成金の交付を受けた者は、対象定期券の通用期間が満了し、使用を終了したときは、当該満了の日の翌日から起算して30日以内に、神戸電鉄通勤定期券使用完了報告書（様式第4号）に対象定期券の原券を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第7条 市長は、助成金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定を取り消すものとする。

- (1) 対象定期券の原券を提出できないとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

- 2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消した部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（遅延利息）

第8条 助成金の交付を受けた者は、前条第2項の規定により助成金の返還を命じられた場合において、当該助成金を同項の期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を市に納付しなければならない。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日から起算して3月以内に通勤定期券を購入し、かつ、現に当該通勤定期券を使用して通勤している者については、第4条第1項の規定にかかわらず、同項中「購入しようとする日の10日前まで」とあるのは「購入した日の翌日から起算して3月以内」とする。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の神戸電鉄通勤定期運賃助成要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申請された神戸電鉄通勤定期運賃助成金(以下「助成金」という。)の交付について適用し、同日前に申請された助成金の交付については、なお従前の例による。

3 第4条第1項の規定にかかわらず、通用開始日が平成29年4月1日から平成29年6月30日までの通勤定期券を購入し、かつ、現に当該通勤定期券を使用して通勤している者については、同項中「購入しようとする日の10日前まで」とあるのは「購入した日の翌日から起算して3月以内」とする。

年 月 日

三木市長 様

住 所

氏 名

印

電話番号

神戸電鉄通勤定期運賃助成金交付申請書

神戸電鉄通勤定期運賃助成金の交付を受けたいので、神戸電鉄通勤定期運賃助成要綱第 4 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、申請に当たり、次の事項に同意します。

- (1) 市がこの申請を審査するに当たり、私の市税納付状況（三木市内に住所を有する場合は住民基本台帳を含む。）について確認すること。
- (2) 勤務先から通勤手当を支給されている場合は、本助成金を申請することを私から勤務先に報告すること。
- (3) 本助成金の受給について勤務先との間において問題が生じたときは、勤務先との間で誠実に解決し、三木市に一切の責任を問わないこと。

記

1 交付申請額 金 円（千円未満切り捨て）

2 通勤定期券（6 箇月）の内容

購入者氏名	
有効区間	駅 から 駅 まで
うち神戸電鉄区間	駅 から 駅 まで
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
神戸電鉄区間の 6 箇月通勤定期運賃	円

3 添付書類

- (1) 平成 29 年 4 月 1 日以降に就職したことを証する書類
- (2) 市外に住所を有する場合は、年齢及び住所を証する書類又はその写し
- (3) その他

様式第2号(第4条関係)

記 号 番 号
年 月 日

様

三木市長

印

神戸電鉄通勤定期運賃助成金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった神戸電鉄通勤定期運賃助成金については、神戸電鉄通勤定期運賃助成要綱第4条第2項の規定に基づき、次のとおり交付することに決定しましたので通知します。

- 1 交付決定額 金 円
- 2 助成対象となる通勤定期券(6箇月)の内容

購入者氏名	
有効区間	駅 から 駅 まで
うち神戸電鉄区間	駅 から 駅 まで
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
神戸電鉄区間の 6箇月通勤定期運賃	円

備考

- (1) この交付決定通知書は、大切に保管してください。
- (2) 助成金の対象となる通勤定期券の写しと助成金請求書(様式第3号)を提出してください。
- (3) 助成金の対象となる通勤定期券の期間満了後30日以内に、期間満了後の定期券の原券を必ず提出してください(定期券の原券の提出ができない場合、交付済みの助成金を返還していただきます。)
- (4) 通勤定期券の期間満了に当たり、継続して定期券を購入される場合でも、必ず「新規」扱いで購入してください。その際、古い定期券は、市に提出していただきますので、必ず保管しておいてください(「継続」扱いで購入すると、古い定期券は回収されてしまいます。また、古い定期券を紛失されたり、廃棄された場合には、交付済みの助成金を返還していただくこととなりますので、必ず保管しておいてください。)

様式第3号(第5条関係)

年 月 日

三木市長 様

住 所
氏 名
電話番号

印

神戸電鉄通勤定期運賃助成金請求書

神戸電鉄通勤定期運賃助成要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

なお、助成金の対象となった通勤定期券が期間満了となったときは必ずその原券を市に提出し、提出できなかったときは助成金全額を市に返還します。

記

1 請求金額 金 円

2 振込先

振 込 先	口座名義 ふりがな	
	銀 行 農 協 金 庫	種 類 1 普 通 2 当 座 3 貯 蓄 口座番号

備考 助成金の対象となる定期券(6箇月)の写しを添えて提出してください。

様式第4号(第6条関係)

年 月 日

三木市長 様

住 所
氏 名
電話番号

印

神戸電鉄通勤定期券使用完了報告書

神戸電鉄通勤定期運賃助成要綱第6条の規定により、下記のとおり報告します。

記

交付金額 金 円

助成金の対象となる 通勤定期券(6箇月) の原券	定期券の原券を貼付 (コピー不可)
--------------------------------	----------------------

備考 この書類は、助成金の対象となる定期券の期間満了後30日以内に提出してください。